

令和8年度 神戸市社会福祉協議会

須磨区社会福祉協議会

赤い羽根 ささえあい活動応援助成

募集要綱

神戸市社会福祉協議会 須磨区社会福祉協議会（以下「本会」という）では、須磨区内（以下「区内」という）で、だれもが安心して暮らすことができるよう、区内の子ども、高齢者、障がい者、その他支援を必要とする方を対象とし、地域団体やボランティアグループ等が取り組む地域での居場所づくりや生活支援等の支え合い活動の立ち上げおよび継続を応援するため、活動を実施する団体等に対し、予算の範囲内で助成を行います。

【目次】

1. 助成対象事業 P.1
2. 助成対象団体 P.1
3. 助成金額 P.2
4. 助成対象経費 P.2
5. 助成対象期間 P.3
6. 申請方法 P.3
7. 助成交付の決定方法 P.4
8. 助成金の交付 P.4
9. 事業報告 P.4
10. その他 P.5
11. 問い合わせ先および送付先 . . P.5

1. 助成対象事業

区内の子ども、高齢者、障がい者、その他支援を必要とする方を対象とし、地域団体やボランティアグループ等が取り組む、地域での居場所づくりや生活支援等の支え合い活動を対象とします。

※ただし、区内在住・在勤・在学者を対象とした事業に限ります。

(例) ・高齢者の介護予防や閉じこもり防止を目的とした活動

(喫茶・茶話会、健康体操、小物づくり等)

- ・多世代交流を目的とした喫茶・茶話会等の居場所づくり、空き家を利用した地域の拠点づくり
- ・こどもの居場所（児童（主に小・中学生）の参加が、概ね3名以上見込める以下の活動）
 - ①食事を調理し、提供する活動
 - ②学習習慣の定着や基礎的な学力向上等のために自主学習を支援する活動
 - ③その他、子どもたちが団らん等を通して安心して過ごせる活動
- ・不登校、ひきこもり防止につながる居場所づくり 等

2. 助成対象団体

以下の条件を全て満たす任意団体・社会福祉団体・地域活動グループ・非営利団体を対象とします。

(例) 社会福祉法人・NPO法人・ボランティアグループ 等

(条件)

- ・区内在住・在勤・在学の団体構成員がおおむね 3名以上 在籍していること
- ・主な実施場所が区内であること
- ・地域住民が協力して推進する事業であること

(対象外の団体・事業)

- ・反社会的勢力または反社会的勢力と密接な関係のある団体、営利を目的とした事業、政治的活動また宗教的活動、会員の自助・互助的な活動（身内だけの集まり）
- ・団体の規約、活動実績および財務状況を整備、公表できない団体
- ・当該事業に行政（神戸市、兵庫県等）、共同募金会、兵庫県社会福祉協議会、神戸市社会福祉協議会、市内各区社会福祉協議会、本会から補助金、委託金、助成等を受けている事業
- ・介護保険事業や障害福祉サービス等の事業実施にかかる費用が報酬等により支弁される事業

※他の助成金を申請できる場合はそちらを優先してください。

3. 助成金額（助成総額：108万円）

- (A) 継続活動助成：1事業あたり上限1.5万円
- (B) 継続活動助成（こどもの居場所）：1事業あたり上限3万円
※児童（主に小・中学生）の参加が、1回あたり概ね3名以上見込めること
- (C) 立ち上げ助成：1事業あたり上限5万円
※今年度中に初めて実施する事業

- 助成総額を超える申請があった場合は、受け付けを終了します。
- 助成は年度内に一度限りとします。同一団体が同年度内に二度以上助成金を受け取ることはできません。
- 同一事業に対する助成は、原則として最大3回とします。
- 本会助成予算総額を加味し、審査により助成額を決定します。または、減額や条件付きで助成額を決定する場合があります。
予算には、参加費や寄付金、事業実施による売上金等を含めた自己資金の活用を検討してください。
- 千円未満切り捨てで申請してください。

4. 助成対象経費

以下の経費を対象とします。

	内 容
運営経費	ボランティアや外部講師の謝金、交通費、研修費（活動に必要な研修等）、教材費、食材費、消耗品費、印刷費、広報費、通信運搬費、保険料、会場代
備品購入費	机や椅子、デジタルカメラ等、おおむね1年を超えて使用に耐えるもの

※対象外経費

人件費	スタッフ人件費
運営費	団体の通常の運営に要する経費
茶菓代	団体関係者での打合せ会等の飲食費
その他	助成金で購入することが適切ではない物、等

※この助成事業は、区民による「赤い羽根共同募金」を財源としていますので助成金による支払い時に個人のクレジットカードのポイントを得たり、金券支払いにより差額を得たりすることがないように、してください。

5. 助成対象期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日の間に支払う経費を対象とします。

6. 申請方法

助成を希望する団体は、本会が定める下記の書類（様式1～3）に必要事項を記入の上、添付書類とともに、本会へご提出ください。

(1) 助成申請書（様式1）、予算書（様式2）、団体名簿（様式3）

本会ホームページ、または本会窓口にて入手してください。



(2) 添付書類

・名義・口座番号がわかるものの写し（通帳コピーや Web 口座の画像等）

※原則、団体・グループ名義の口座にしてください。

・定款 / 規約 / 会則 【いずれか】

・チラシ等の広報物、ホームページ等（事業内容がわかるもの）のコピー

(3) 申請期間

第1期：令和8年3月1日～4月20日

→ 5月上旬 審査 → 5月下旬 助成交付予定

第2期：令和8年8月1日～8月20日

→ 9月上旬 審査 → 9月下旬 助成交付予定

第3期：令和8年12月1日～12月20日

→ 1月上旬 審査 → 1月下旬 助成交付予定

7. 助成交付の決定方法

本会は、提出された申請内容を以下の審査対象項目に沿って審査し、審査結果を助成決定通知書（様式4）により団体へ通知します。

※審査は、1期～3期の申請期間により、年3回に分けて行います。

※申請書類提出後、本会職員による現地確認を行う場合があります。

※申請団体に企画内容について説明いただく場合があります。

(1) 地域福祉への寄与度・協働性

- ・地域の福祉の推進に寄与する事業か
- ・他の団体や関係機関、関係者等との連携・協働に有効性や実効性があるか

(2) 運営遂行力

- ・設立の趣旨、実施体制等、助成対象事業の実施主体として相応しいか
- ・目標を実現するための事業計画・資金計画が適正かつ具体的・合理的か

(3) 必要性・妥当性

- ・団体が財政的に困窮しているか、自主財源で賄えないか
- ・本助成によって取り組んだ結果、費用に見合った、また、それ以上の効果が期待できるか

(4) 継続性・発展性

- ・助成事業終了後も自主的に財源を確保、開発し、継続・発展させていく事業であるか
- ・単発事業の場合、事業実施後の効果が期待できるか

8. 助成金の交付

助成決定の場合は、団体指定の金融機関口座へ助成金を送金します。

9. 事業報告

団体は、当該年度の活動を終了後1カ月以内に報告書兼精算書（様式5）、収支決算書（様式6）、領収書（写し）、寄付者への「ありがとうメッセージ」（様式7）により報告します。

ただし、最終締め切りは令和9年4月2日までとします。

申請額よりも活動実績額が下回り、精算額が生じる場合は、団体は本会が指定

する口座に精算額を返金します。返金の締め切りは、令和9年3月19日までと
します。報告書等は本会窓口もしくは以下 E-mail にて提出してください。

10. その他

(1) 事業内容の変更

助成を受ける団体が、やむを得ない事情により助成金の使途を変更する場
合は、本会が定める計画変更申請書(様式8)を本会に提出し、承認を受ける
必要があります。

(2) 助成金の返還

助成を受ける団体が活動を実施するにあたり、次のいずれかに該当する場
合、本会は助成決定を変更もしくは取り消し、助成金の一部または全額の返
還を命じることができる。

- ・助成金を指定された活動以外に使用した場合
- ・助成金の申請または報告に不正または虚偽の事項が判明した場合
- ・その他、本会の指示に従わない等、本会が不相当と認めた場合

11. 問い合わせ先および書類送付先

〒654-8570 神戸市須磨区大黒町4丁目1-1

社会福祉法人 神戸市社会福祉協議会 須磨区社会福祉協議会

電話：078-731-4341 FAX：078-733-2533

E-mail : apply@suma-shakyo.or.jp



E-mail

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。